次

目

示

告

保安林に指定する予定である旨の通知

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同治

Щ

課) 七七七

<u>(</u>道

路

維

持

課)七八〇

)七七八

都市計画の変更

道路の区域変更 県道の路線変更

道路の供用開始

多治見都市計画区域及び笠原都市計画区域の変更

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

( 商

業流通課)七八五

(環境生活政策課)七八五

誤

正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指

定中訂正

(廃棄物対策課)七八五

第 二 千 二 百 +

号

金曜日)

平成二十二年十二月二十四日

示

告

岐阜県告示第六百二十六号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十二年十二月二十四日

)七八一

同同 )七八一

市 政 策

(同

都

課)七八

保安林予定森林の所在場所

山県市日永字谷八〇〇、字段八〇三の一、本巣市外山字白樫五八から六二まで

岐阜県知事

古

田

肇

)七八三

= 指定の目的

指定施業要件 立木の伐採の方法

土砂の流出の防備

Ξ

次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷八〇〇・字段八〇三の一 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、

字白樫五八、六一、五九・六〇・六二 (以上三筆について次の図に示す部分に限

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

岐 阜 県 公 報

(金曜日) 発行

毎週

平成二十二年十二月二十四日

( 休日に当たる )

治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。) 次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

岐阜県告示第六百二十七号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾奥谷字下川原五四六の一、五五一の一

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

岐

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に

岐阜県告示第六百二十八号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字北洞二七六〇の一、谷汲神原字宇治谷二五四の二の二、

||五五、||五九、字平岩||六八九の| (次の図に示す部分に限る。)

指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、 次のとおりとする

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百二十九号

す る。 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事

古 田

肇

高山市山口町二一〇一の一 (次の図に示す部分に限る。)、二一〇一の二から二一〇 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

の四まで

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

Ξ 変更後の指定施業要件

(-)立木の伐採の方法

山口町二一〇一の二から二一〇一の四まで 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

次の森林については、主伐は、択伐による。

山口町二一○一の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。) 次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

岐阜県告示第六百三十号

す る。 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

土岐市肥田町肥田字欠之下一八三六、一八五二の二

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) 次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に

岐阜県告示第六百三十一号

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

す る。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事

古

田

肇

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県市葛原字根尾谷五六五三の一 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源のかん養

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字根尾谷五六五三の一 (次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

3

間伐に係る森林は、 次のとおりとする

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百三十二号

す る。 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

Ξ

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県市大字長滝字釜ケ谷二七の二七

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字釜ケ谷二七の二七(次の図に示す部分に限る。)

岐

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百三十三号

||十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

> す る。 知を受けたので、 同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飛驒市神岡町杉山字鉛谷山三六五の一、三六六の

= 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百三十四号

ように変更したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。 その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第二項の規定により県道の路線を次の

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

番 整号 理							
	11 亲	日折川					
	足糸谷	泉					
終			起				
点		点					
経重 過要 地な							
終	ŧ	2	備				
点	F	抗					
経過地	考						

四地先まで同一市同一市

字同

四六番

後

三元(0)

四四

 $\bar{\circ}$ 

県道

可土

児 岐 線

二地先から可児市今渡字下畑四五番

前

三

五〇番地先まで同一市同一字大清水二七

後

三五 三五 三 三 〇

壼

 $\bar{\circ}$ 

八番一地先から可児市今渡字金屋一

七

前

긆

 $\dot{\circ}$ 

岐阜県告示第六百三十六号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

類の道

路 線

名

X

間

別前変 後更

メート

ルへ延

メー

ト長 備

考

種路

	6				
新		IE	3		
田中津山線	田中津山川線				
	中津川市	同市	中津川市		
曽郡田南木 立木					

# 岐阜県告示第六百三十五号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十二年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道

県道

類の道 種路

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

	١.
¥	<u> </u>
쓹	
蚁	l
出み	1
郑	4
地	i i
$\bar{\sigma}$	
<del></del>	ī
悀	
区域 敷地の幅 m	
Ξ.	
	I
=	
ζ	
	Ι.
	9

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

国 一 道 般	類の道 種路				
三 号 百 六 十	路				
六十	線 名				
	Н				
五六番一地先まで マラ 三八中津川市中津川字餅穴三八中津川市中津川字餅穴三八	区間				
	ル(延				
= 0.0	**************************************				
	ト長				
<u>≡</u> 平 ≟ 成	の 供 期 開				
<u>-</u> - -	田 始				
三二三二 一八八	ほ示変決へ 備 か年更定区				
<u>,</u> ,	) 月の又域 日告はの考				

次のように変更したので告示する。

路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、 平成二十二年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道

平成二十二年十二月二十四日

坂	福	路
下	岡	線
糸	泉	名
四八番二五地先まで同れている。	五三二番三地先から中津川市田瀬字下田瀬下	区間
後	前	別前変区 後更域
三	カ・ 三 三 ・ 四	ル (
五八〇·〇	五八〇·〇	ル ( メ ト 長
		備
		考

岐阜県告示第六百三十七号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十二年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道

肈

岐阜県知事 古 田 肇

\_

## 岐阜県告示第六百三十八号

次のように変更したので告示する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する なお、その関係図面は、平成二十二年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

国道	— 般	類の道 種路			
号	頁	路			
号	<del>力</del>	線			
	八	名			
地 先 ま で 同	地先から高山市松之木町九四番	区			
町二番	木町九四番一	間			
後	前	別前変区 後更域			
九·妄  九·三	九.四	ル ( メー ト ト			
		ル〜延			
	=	ル(延 ) メ ー			
	5	ト長			
		備			
		考			

## 岐阜県告示第六百三十九号

岐

規定により多治見都市計画区域及び笠原都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のよ 告示する。 うに変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五条第六項において準用する同条第一項の

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

都市計画区域の名称

都市計画区域に含まれる土地の区域 多治見都市計画区域

多治見市の行政区域の全域

岐阜県告示第六百四十号

定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十二年十二月二十四日

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

岐阜県知事

古

田

肇

都市計画の種類

多治見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

Ξ 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

岐阜県告示第六百四十一号

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古

田

肇

都市計画の種類

多治見都市計画区域区分

都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

Ξ 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

=

岐阜県告示第六百四十二号

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、 同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

都市計画の種類及び名称

多治見都市計画道路

1・3・1号 東海環状自動車道

3・5・21号 市之倉線

3・6・14号 京町滝呂線

都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

Ξ 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

岐阜県告示第六百四十三号

定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

都市計画の種類

-津川都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

Ξ 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び中津川市基盤整備部計画課

岐阜県告示第六百四十四号

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

都市計画の種類

瑞浪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

= 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

Ξ 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び瑞浪市建設水道部都市計画課

岐阜県告示第六百四十五号

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十二年十二月二十四日

古 田

岐阜県知事

肇

都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

都市計画を定める土地の区域

都市計画の種類

土岐都市計画

Ξ 都市計画図書において表示する区域

縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び土岐市建設部都市計画課

岐阜県告示第六百四十六号

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、 同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

都市計画の種類

可児都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

= 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

Ξ 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

岐阜県告示第六百四十七号

定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古

田 肇

都市計画の種類

高富都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

Ξ 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び山県市産業建設部都市計画課

岐阜県告示第六百四十八号

定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事

古

田

肇

都市計画の種類

養老都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

= 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

Ξ 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び養老町建設課

岐阜県告示第六百四十九号

定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田

肇

都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

都市計画を定める土地の区域

関ケ原都市計画 都市計画の種類

)	平成 22 年 1 小 売 大	五 四	<u>岐</u> 三	阜 二 —	県	公	報活動特				第221	Ξ
平成二十二年十二月二十四日	店舗の廃止の届出があったので、同条第六規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十大規模小売店舗立地法 の展出に関する件	住意を表現である。		特定非営利活動法人の名称申 請 の あっ た 年 月 日		平成二十二年十二月二十四日	活動法人の設立認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成十年法律	特定非営利活動法人の設立認証申請	公		岐阜県都市建築部都市政策課及び関ケ原町産業建設課	縦覧場所都市計画図書において表示する区域
	小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第五項の規定により大規模大規模小売店舗の廃止の届出に関する件	住民が元気になることを目的とする。ちづくりを目ざした創造的な活動を通して、明宝地域のの不便の克服や、福祉の増進につながる活動、新しいまこの法人は、主として明宝地域の住民を対象に、生活岐阜県郡上市明宝畑佐一九二番地	原 義典	特定非営利活動法人ふる里めいほう平成二十二年十一月十九日	岐阜県知事 古 田 肇		動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。特定非営利活動促進法 ( 平成十年法律第七号 ) 第十条第一項の規定により特定非営利	認証申請	示		及び関ケ原町産業建設課	る区域
						一部、四三 一   一部、四三 一   一部、四三 一   の誤り。   一部、四二 一、四三   は、   大垣市米野町三丁目三三の一部、四二 一の   の誤り。				誤 = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	大亘市林叮十丁目一二五〇番也の三 ・小ケー ズデンキ大垣パワフル館 二 建物の名称及び所在地	新興機械株式会社 - 届出者の氏名又は名称

	第2211号	岐	阜	県	公	報	平成 22 年 12 月 24 日	(786)
平成二十二年十二月二十四日発行								
発 発 行 所 者								
岐 阜 県 庁岐阜市薮田南二丁目一番一号								
編								
集								
各務原市テクノプラザー ー								
ー ブイ・アール・テクノセンター								